

# Q3

## 労働時間に上限はありますか？

労働時間は法律で上限が定められており、労働者の過半数代表者等と会社の合意（36協定）がなければこれを超えて働かせることはできません。

◇法定時間・法定休日（原則）

〈労働時間〉 1日8時間及び1週間40時間以内

〈休日〉 毎週少なくとも1回

これを超えて時間外・休日労働をさせるには、

**36協定の締結・届出**が必要です。

また、36協定による時間外・休日労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**で、特別の事情がない限りこれを超えることはできません。なお、特別な事情があり労使の合意があっても、以下の事項を守らなければなりません。

- (1) 時間外労働が年720時間以内
- (2) 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- (3) 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月の平均がすべて1月あたり80時間以内
- (4) 時間外労働が月45時間を超えるのは、年6か月が限度

### 【action】

- 時間外・休日労働を命じられた場合は、**36協定**が締結されていることを確認しましょう。

最後の確認！

- 時間外労働には上限があることを理解した。**

### トピックス

**令和6年4月1日から、建設の事業、医師、自動車運転者の上限規制が変わります！**

建設の事業	原則、上記規制が適用されます。災害時の復旧及び復興の事業のみ、(2)及び(3)は適用されません。
医師 (病院等の勤務医)	時間外労働と休日労働の合計が、 原則年960時間・月100時間未満。 ※特例に該当する場合は年1,860時間・月100時間未満。
タクシー・ハイヤー、 トラック、バスの運転手	上記(1)については、年960時間以内。 (2)～(4)は適用されません。